

令和2年第1回臨時会

中川村議会会議録

中川村議会

令和2年第1回中川村議会臨時会議事日程

令和2年5月14日(木) 午前9時30分 開会

出席議員(10名)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定について
 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
 [損害賠償の額の決定及び和解について]
 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
 [中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について]
 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
 [中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について]
 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和元年度中川村一般会計補正予算(第7号)]
 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)]
 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)]
 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)]
 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)]
 日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)]
 日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和元年度中川村水道事業会計補正予算(第4号)]
 日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和2年度中川が村一般会計補正予算(第1号)]
 日程第14 議案第1号 役場庁舎空調設備等改修工事請負契約の締結について
 日程第15 議案第2号 令和2年度中川村一般会計補正予算(第2号)

- 1番 片桐邦俊
 2番 飯島寛
 3番 松澤文昭
 4番 大原孝芳
 5番 松村利宏
 6番 中塚礼次郎
 7番 桂川雅信
 8番 柳生仁
 9番 鈴木絹子
 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|--------|---------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 下平達朗 | 総務課長 | 中平仁司 |
| 会計管理者 | 半崎節子 | 住民税務課長 | (副村長兼務) |
| 保健福祉課長 | 菅沼元臣 | 振興課長 | 松村恵介 |
| 建設水道課長 | 小林好彦 | 教育次長 | 松澤広志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井原伸子
 書記 座光寺てるこ

令和2年第1回中川村議会臨時会

会議のてんまつ

令和2年5月14日 午前9時30分 開会

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
御参集御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまより令和2年第1回中川村議会臨時会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長の挨拶をお願いします。
- 村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
令和2年中川村議会第1回臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員、定刻に御参集をいただき、ありがとうございます。
日々の新型コロナウイルス感染症に関するメディア、ウェブ上での報道は、日々、目、耳にしておられるかとは思いますが、改めて現在の状況について申し上げておきたいと思っております。
まず、感染者の数、これは発症が確認された方についてでありますけれども、世界では、新型コロナウイルス感染症パンデミックと言ってよい状況に、まさにあります。感染者推計412万6,000人、死亡者28万4,700人、死亡者の割合は6.9%。国別ではアメリカが133万人、次いでロシアが230万人、スペインが227万人となっております。
日本国内の感染者数は1万6,076人、前日から53人増、死亡者は696人、前日から18人増、死亡者は4.3%であります。内訳としましては、都道府県が4,997人で、前日より10人増加し、長野県は76人、前日から1人増えております。なお、長野県でお亡くなりになった方はいないということでもあります。
次に、4月23日発表の内閣府月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあると概括して見込まれております。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があり、今後、金融市場の変動等の影響を注視する必要があるとも述べております。先行きの早期の経済回復の見込みの難しさと、金融資本へ影響がこれから表れることへの警戒を呼びかける、こういったものになっております。
世界経済に関しても、IMF、国際通貨基金の専務理事は、2020年の世界経済の成長が1930年代の世界恐慌以来の危機に現在あり、288年のリーマンショック以上の経済危機になることに異議を唱える関係者はいない、今回の新型コロナウイルス蔓延の

引き起こす経済危機は危機の構造が違っても発言しております。生産と物流チェーンの寸断・停止が供給側で発生し、同時に消費する側で人が出歩かず、消費も止まる現象がまさにそれであるとも述べておるところであります。今後、金融資本の側に不良債権問題が浮き上がってくるとも述べており、世界同時不況とも言うべき状況が起きつつあると考えざるを得ないというふうに思います。

このような中で、村の新型コロナウイルス感染防止の対策、営業自粛、休業等で感染リスクをなくす対応に協力をいただきました個人事業主等に対して、少額ではありますが支援策等を講じてまいりました。

断片について改めて申し上げますと、3月4日から小中学校の一斉休業、午前中の、希望登校受け入れを行いつつ4月の入学式後も休校を継続してまいりました。5月7日から18日まで分散登校を継続し、19日からの通常登校を行う予定で今おります。

希望者の登校につきましては、午前中を学校で過ごし、午後、児童クラブで受け入れ、現在もこれを継続しております。

子育て支援施設バンビーニにつきましては、水・土・日曜日を除き、村在住の親子の受入れを継続しております。

3つの密集を排除するために、地域における緊急以外の集会の自粛、総会等の書面による決済の推奨、地域の美化清掃の中止もしくは延期などの協力をいただいております。

文化センター、体育館等の公共施設の使用制限もトラブルなく継続しております。

陣馬形キャンプ場の閉鎖、四徳森林体験館、キャンパーズビレッジの自主閉鎖も継続をしております。しかしながら、陣馬形キャンプ場閉鎖の案内バリケードの固定くいを引き抜かれてあったとの工事事業者の報告もあり、現地確認はできませんでしたが、残念な思いもいたしております。

飲食業の宴会自粛から中止、持帰りメニューの開発と村民へのPRを当該事業者、村商工会の協力をいただき、現在も取組を進めております。

宿泊の受け付け停止、休業を事業者自主判断で実施し、現在も継続中であります。

これらを、村民、個人事業主、企業の御理解と御協力により粛々と進めておりますけれども、イベント関連の一斉中止で、これを正業とするも操業停止にあり、イベント再開のめどが立たないままでは会社の存続の危機にある企業も現実には存在しております。

また、緊急事態宣言で、首都圏、大阪、名古屋市等、県外の大学、専門学校で学ぶ学生の規制が制限をされ、都会にとどまるも収入の柱のアルバイトもできず、学生生活続の危機にある学生もおり、具体的な支策を講じるべきときにあると考えておるところであります。

本日の臨時議会は、国の経済対策として4月30日に成立をしました特別定額給付金をいち早く村民にお届けするため令和2年度中川村一般会計補正予算(第1号)を専決処分といたしましたことへの承認をはじめ、令和元年度村一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出額を決算額に近づけるように行いました専決処分、これ

ら合わせて10件の承認事項と、過日、指名競争入札を行いました役場庁舎空調整備等改修工事の請負契約議案と国の補正予算で給付が決まりました子育て世帯臨時特例給付金事業補助金、村単独事業で行う新型コロナウイルス対策としての個人、企業及びフリーランスの皆さんに対する支援、影響を受ける農家に対する支援、高校生を持つ御家庭への支援、そして都会で学ぶ大学生等、学生に対する独自の支援等を行うための第2号補正予算の2議案であります。これら2つの議案につきまして御審議をいただき、原案お認めいただきたくお願い申し上げます、御挨拶いたします。

○議長

よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により1番 片桐邦俊議員及び2番 飯島寛議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会議は本日1日限りと決定しました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

〔損害賠償の額の決定及び和解について〕

を議題とします。

報告第1号の説明を求めます。

○総務課長

では、報告第1号 専決処分の報告につきまして説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決番号第1号、令和2年3月31日専決でございます。

損害賠償の額の決定及び和解について。

村道大草桑原線における落石事故に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解したものです。

事故発生日時は、令和2年3月10日午後5時15分頃。

事故発生場所は、村内、村道大草桑原線の小渋ダムから桑原集落方面に上ってくる途中。

相手方の住所、氏名は記載のとおりで、被害車両は軽トラックであります。

事故の概要は、被害車両が走行中に山側斜面から複数の落石があり、被害車両の助手席窓ガラス及びドア周辺に接触して破損させたものです。

現場付近の山側斜面はのり面吹きつけ工が施されてるところが多いのですが、未施工箇所もあり、今回はこの未施工箇所から落石でありました。

損害賠償額は6万1,963円です。

以上、報告いたします。

○議長

以上で報告を終わります。

お諮りします。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕

及び

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、日程第4 承認第1号及び日程第5 承認第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長

それでは、専決第1号 中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

今回の条例改正は、本年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が交付されたことに伴い中川村税条例の一部改正を行ったもので、3月31日付で専決処分を行いましたので、ここに報告をし、承認を求めるものであります。

なお、条例改正は第1条から第3条までの集合条例となっております。

例規集は第1巻1751ページからになります。

今回の改正につきましては、村民税における未婚の独り親に対する税制上の措置等の見直し、固定資産税における所有者不明や未相続の資産等に係る規定の整備、たばこ税の課税標準の見直し、改元に伴う元号の修正等が主なものであります。

改正内容につきましては、お手元にお配りをしてありますA3横版の資料1に沿って御説明をいたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。

初めに、第1条の中川村税条例の一部改正であります。

第24条から第48条の改正は村民税に関するものであります。第24条第1項第2号及び第34条の2は未婚の独り親に対する税制上の取扱いの変更に係るもので、個人村民税の非課税範囲の改定と寡婦控除の見直しを行うものであります。

第36条の2は、村民税の申告に係る法改正に伴う項ずれの修正。

第36条の3の2及び3の3は、扶養申告書の記載の簡略化に関する措置。

第48条第2項は、法人村民税の申告納付に係る法改正に伴う項ずれの修正であります。

第54条から第75条の改正は固定資産税に関するものであります。第54条は固定資産税の納税義務者等に関する条項の字句の修正と、第5項の追加は調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない場合において使用者を所有者とみなして課税することができることとするものであります。

第61条及び第61条の2は、法改正に伴う項ずれの修正。

第74条の3は法規定の新設に伴い条項を追加するもので、土地または建物の登記上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において現に余裕している者に対して賦課徴収に必要な事項を申告させることができるとするものであります。

第75条第1項は字句の修正であります。

第94条から98条の改正はたばこ税に関するものでありますが、第94条は課税標準の改正で、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法について令和2年10月1日から2段階で見直しを行うもので、令和3年9月末までの経過措置として定めるものであります。

第96条は、たばこ税の課税免除の適用について必要な手続の簡素化に関する規定の修正。

第98条は、第96条の改正に伴う項ずれの修正であります。

第131条第6項の改正は、特別土地保有税の納税義務者等に関する改正で、第54条の改正に伴う項ずれの修正であります。

以下は附則の改正であります。

附則第3条の2及び第4条は、租税特別措置法の延滞金等の特定既定の改正に伴う規定の整備。

附則第6条及び第7条の3の2は、改元に伴う元号の修正。

附則第8条は、改元に伴う元号の修正と肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を3年延長するものであります。

附則第10条及び第10条の2は、法改正に合わせた字句の修正と項ずれの修正。

附則第11条から第22条までは、改元に伴う元号の修正と字句の修正であります。第17条第1項及び第17条の2は、法改正に伴う長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例に関する改正であります。

続いて、第2条による改正であります。第19条は期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金に関するもので、法改正に合わせて字句の修正と項ずれの修正を行うもの。

第20条は、第52条の項の削除に伴う修正であります。

第23条から第52条は村民税に関するものでありますが、第23条第3項は納税義務者等に関するもので、法改正に合わせて字句を追加、修正するものであります。

第31条は村民税の均等割に関するもので、法人税法における連結納税廃止に伴う規定の整備。

第48条は、法改正に合わせた項ずれの修正と字句の修正。

第54条及び第52条は、法改正に合わせた字句及び項ずれの修正と法人税法における連結納税廃止に伴う規定の整備であります。

第94条第2項は、第1条で御説明をいたしましたたばこ税の改正に係るもので、軽量な葉巻たばこの本数の換算方法について2段階で見直しを行い、令和3年10月1日からの換算方法を定めるものであります。

附則第3条の2は延滞金の割合等の特例に係るもので、第52条の項の削除に伴う修

正であります。

続いて、第3条は平成31年3月に制定をいたしました中川村税条例等の一部を改正する条例の改正であります。今回の法改正に伴い所要の改正を行うものであります。

第3条は条例第24条第1項第2号の改正に伴い単身児童扶養者を個人村民税の非課税措置の対象に加える改定規定を削除するものと改元に伴う元号の修正。

附則第1条は条例の施行期日に関する改正で、第3条の改正に伴う第4号の削除と元号の修正。

附則第2条、第3条は村民税に関する経過措置で、改元に伴う元号の修正。

附則第4条は固定資産税に関する経過措置で、第3条の改正に伴う条項の削除。

附則第6条から第8条は軽自動車税に関する経過措置で、元号の修正であります。

施行期日は、附則第1条のとおり令和2年4月1日であります。ただし、附則第1条の各号の規定につきましては、それぞれ各号に定める日からの施行となります。説明資料7ページの下段の施行期日の欄に記載してあります施行日を御確認ください。

また、経過措置につきましては、附則第2条から第7条で定めております。同じく資料下段の経過措置に記載してありますので、併せて御確認をお願いします。

以下、附則の第8条から第11条は、平成27年から平成30年に制定をされた中川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、いずれも施行期日、経過措置等の期日について改元に伴い元号を修正するものであります。

専決第1号については以上であります。

続きまして、専決第2号、中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、同じく本年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が交付されたことに伴い中川村国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、3月31日付で専決処分を行いましたので、御報告をするものであります。

例規集は第1巻の2051ページからになります。

同じくお手元にお配りをしてありますA3横版の資料2に沿って御説明をいたしますので、条例、新旧対照表と併せて御覧をいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げと軽減判定に係る算定基礎額の引上げ、長期譲渡所得に係る課税特例の改正等であります。

第2条は課税額の改正であります。第2項は基礎課税額の限度額を61万円から63万円に引き上げ、第3項は介護給付金課税額の限度額を16万円から17万円に引き上げるものであります。

第23条は国保税の減額に係る改正であります。第2条の課税限度額の改正に合わせて軽減措置に係る減額後の税額の上限を引き上げると同時に、低所得者の負担軽減措置につきまして、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を第2号の5割軽減の対象となる世帯を28万円から28万5,000円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯を51万円から52万円に引き上げ、対象となる世帯の枠を拡大するものであります。

附則第4項及び第5項の改正は、法律の改正に合わせて未利用土地の等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を追加するものであります。

施行日につきましては、同じく令和2年4月1日で、附則第4項及び第5項につきましては、そこに記載のとおりであります。

以上、御承認のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
まず、承認第1号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。
次に、承認第2号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第2号は承認することに決定しました。
お諮りします。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和元年度中川村一般会計補正予算（第7号）〕

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）〕

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）〕

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）〕

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）〕

日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第4号）〕

以上の承認案件7件については、令和元年度の補正予算であり関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、日程第6 承認第3号から日程第12 承認第9号までの7件を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、承認第3号、令和元年度中川村一般会計補正予算（第7号）について御説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、令和元年度の予算の最終執行見込みにより予算の調整を行い、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

初めに、第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ818万9,000円を追加し、予算総額を38億5,648万9,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費の補正は、第2表により、第3条 地方債の補正は第3表によるものであります。

1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款、項別の補正額及び補正後の予算額であります。

詳細につきましては事項別明細書で御説明をいたします。

6ページ、第2表の繰越明許費の補正であります。報告第1号で御説明をしました翌年度に繰り越した事業の繰越明許費の追加と変更で、補正額は記載のとおりであります。

8ページ、第3表 地方債補正は、それぞれの事業費の最終見込みにより起債限度額を変更するもので、全体で770万円の減額であります。

9ページから事項別明細書になります。

今回は、最終執行見込みによる予算の更正が主でありますので、主なもののみの説明とさせていただきます。

初めに歳入について御説明をいたします。

11ページからお願いします。

1款 村税は収入見込みによる追加で、村民税は個人、法人、合わせて805万5,000円、固定資産税196万6,000円、軽自動車税76万6,000円、村たばこ税22万円、入湯税58万4,000円の増で、全体で1,159万1,000円の増であります。

12ページ以降の国の地方譲与税及び交付金であります。それぞれの交付額の確定による補正で、2款 地方譲与税は地方揮発油譲与税が119万7,000円の減、自動車

重量譲与税は306万3,000円の増、13ページ、3款 利子割交付金は35万1,000円の減、14ページ、4款 配当割交付金は47万8,000円の増、15ページの5款 株式等譲渡所得割交付金は36万2,000円の減、16ページの6款 地方消費税交付金は126万4,000円の増、17ページ、9款の環境性能割交付金は28万7,000円の減であります。

18ページ、12款 地方交付税は、特別交付税の追加で2,385万7,000円の増、普通交付税と合わせた地方交付税総額は18億1,806万7,000円で、前年比5,850万6,000円の増であります。

19ページの13款 交通安全対策特別交付金は、今年度も交付がなかったため全額を減額いたします。

20ページの14款 分担金及び負担金の分担金、農業費分担金は、土地改良事業に係る地元分担金で、事業費の確定に伴う減額。

民生費負担金は、保育料及び副食費、児童クラブ、受託保育、病児・病後児保育、老人施設入所者負担金等の収入見込みによる補正で、全体で143万6,000円の増であります。

21ページから22ページの使用料及び手数料も、それぞれ収入見込みによる補正で、使用料、手数料、合わせて127万1,000円の増。

23ページから24ページの16款 国庫支出金であります。それぞれ事業に係る負担金、補助金、委託金の交付額の確定による補正で、全体で852万3,000円の減であります。

25ページから27ページ、17款の県支出金につきましても、同じく交付額の確定によるもので、全体で405万7,000円の減であります。

28ページの18款 財産収入は、土地・建物貸し付け、立木売り払い、太陽光発電売電収入等で、5万1,000円の増。

29ページの寄附金はふるさと応援寄附金で、10万円の増。

30ページ、22款 諸収入は、いずれも収入実績による補正で、全体で1,176万4,000円の減であります。特に減額が大きいのは、31ページの93 その他、保健福祉関係プレミアムつき商品券事業952万8,000円の減で、当初750人分、3,750セットを予算計上いたしましたが、販売実績は1,368セットにとどまったため減額をするものであります。

32ページ、23款 村債は、第3表で御説明をした地方債の変更に係るもので、770万円の減額であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

33ページから御覧ください。

1款の議会費は不用額の更正減で36万円の減。

34ページからの2款 総務費も総体的に最終執行見込みによる不用額の更正減で、一般管理費は400万1,000円の減、35ページの文書広報費は134万9,000円の減、財産管理費は324万9,000円の減であります。

37ページから39ページの06企画費は、ふるさと応援寄附金関連事業、村づくり事

業、地域おこし事業、地方創生推進事業、プレミアムつき商品券事業等の更正減で、全体で1,021万3,000円の減であります。先ほど歳入で御説明をいたしましたとおりプレミアムつき商品券事業の委託料につきましては販売実績が見込みより少なかったため433万5,000円の減となっております。

以下、村営バス運営事業から42ページの選挙費まで、執行見込みによる更正減であります。

次に、43ページ、3款 民生費であります。社会福祉費、社会福祉総務費は816万1,000円の減で、主なものは障害者支援事業、障害者に優しい住宅改良事業の補助金は今年度申請がなかったため全額を減額するものであります。

扶助費は、生活支援事業、自立支援医療給付費等が実績に伴い479万6,000円の減。福祉医療費、給付費は164万9,000円の減。

国保特別会計への繰出金は84万円の減であります。

44ページ、老人福祉費は、全体で792万3,000円の減であります。4201の老人福祉事業は、高齢者生活喚起指導員等派遣事業の委託料の減、扶助費は老人施設の措置費が実績により96万6,000円の増となっております。その他の給付費の減により全体では327万9,000円の減であります。

4407の介護保険事業は、介護保険事業特別会計繰出金等の減により397万円の減であります。

45ページの児童福祉費は877万5,000円の減で、主なものは児童福祉費の扶助費、児童手当が392万5,000円の減。

46ページ、保育所費は、人件費、事業費等の減により395万円の減。

子育て施設支援事業は36万2,000円の減であります。

48ページから50ページの4款 衛生費は全体で131万6,000円の減額であります。48ページ、保健衛生総務費の水道事業費の負担金314万6,000円の増であります。これは上水道配水管工事に係る負担金で、西原地籍の配水管工事の増工に伴う追加分でございます。

49ページの環境衛生費は313万9,000円の減額であります。上伊那広域連合負担金177万6,000円の減、合併処理浄化槽設置補助金の96万2,000円の減などが主なものであります。

続いて、51ページの6款 農林水産業費であります。農業費は899万4,000円の減で、主なものは、農業振興事業の補助金はそれぞれの補助実績により95万円の減、52ページ、鳥獣害防止対策事業の補助金は捕獲頭数の実績の減少により102万2,000円の減であります。

02農地費は345万円の減であります。村単農地事業238万2,000円の減は、北島用水の頭首工修繕工事について、天竜川の水量の影響により年度内の施工ができなかったため令和2年度に送ることとなったことによる減額と、ずく出し協働事業補助金の実績による減額であります。

53ページ、国土調査費は、事業費の確定による委託料等の減により259万5,000円

の減。

林業費は、林業振興事業の委託料、公有財産購入費、林道改良事業の委託料の減等で302万5,000円の減であります。

55ページ、7款の商工費であります。商工費は全体で468万7,000円の減で、商工振興費の補助金は村の制度資金保証料、利子等の補給金が258万4,000円の減、観光費は地場センター管理費、望岳荘の施設建造物の改修工事の減等により195万1,000円の減であります。

57ページの8款 土木費であります。道路橋梁費は執行実績により54万4,000円の減。

58ページの道路新設改良費と橋梁維持費は、工事の発注契約実績により13万9,000円と9万3,000円の増額であります。

59ページ、9款の消費費であります。非常備消防費、消防施設費、水防費、合わせて133万3,000円の減。

61ページからの10款 教育費も総体的に執行実績見込みによる更正減で、教育総務費は事務局費、教員住宅管理費、学校給食費、合わせて272万7,000円の減額。

63ページからの小学校費は全体で243万8,000円の減。

64ページ、中学校費は191万8,000円の減であります。

小中学校を通じまして、今年の暖冬、また新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校などで燃料費、光熱水費等、需用費の減額が大きくなっております。

65ページからの社会教育費は、社会教育総務費から文化施設管理費まで、不用額の更正減により全体で327万9,000円の減であります。

67ページ、文化センター運営事業、役務費130万円の減額がありますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため計画をしておりました催しを急遽延期したことによるものであります。

69ページから70ページの災害復旧費は、昨年度、農林施設、公共土木施設、共に執行がなかったため全額を減額いたします。

71ページの12款 公債費は、地方債償還利子分の減額であります。

最後に、14款 予備費であります。収支の差額及び次年度への繰越一般財源を含めて8,692万5,000円を追加して予算の調整を行うものであります。

以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、承認第4号、令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ575万円を追加し、予算の総額を4億5,075万円とするものです。

国5ページからの歳入ですが、国保税収入の見込みが確定し、一般被保険者分と退職者分を合わせて211万7,000円を減額します。

国6ページの県支出金は、保険給付費等交付金が確定したため869万2,000円を増額します。

国7ページの財産収入は、基金積立金利子の確定により4万8,000円を減額します。

国8ページの繰入金は、国保会計への法定繰入分が確定したため一般会計繰入金84万円を減額します。

国9ページの諸収入は、皆減と、一般被保険者連帯金、国保連合会上伊那支部交付金が生じたことにより6万3,000円を増額します。

続いて、国10ページからの歳出ですが、1款の総務費から国18ページ8款の諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う増額及び更正減です。

国19ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、承認第5号、令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、予算の総額を7億100万円とするものです。

介5ページからの歳入ですが、保険料は、第1号被保険者の介護保険料の見込みが確定し、現年度分と滞納繰越分、合わせて63万1,000円を増額します。

介6ページの国庫支出金は、総合事業の補助金が確定したため139万5,000円を増額します。

介7ページの財産収入は1,000円を減額します。

介8ページの繰入金は、介護保険の法定繰入分が確定したため、一般会計繰入金と基金繰入金、合わせて540万2,000円を減額します。

介9ページ、諸収入は、皆減と、指定事業所収入の確定により37万7,000円を増額します。

介10ページからの歳出ですが、基金の積立金を除き、1款 総務費から介17ページの8款 諸支出金まで、事業の実績に伴う更正減です。

介15ページの基金積立金は、当初予算に2,999万円を積み立てて基金の総額を3,000万円とします。

介18ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、承認第6号、令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ231万1,000円を減額し、予算の総額を5,618万9,000円とするものです。

後5ページからの歳入ですが、保険料は収入額の見込みが確定し211万5,000円を減額します。

後7ページの繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金が確定したため17万8,000円を減額します。

後8ページの諸収入は、延滞金の更正減と皆減により1万7,000円を減額します。

後9ページからの歳出ですが、1款の総務費から後11ページ3款 諸支出金まで、

○保健福祉課長

いづれも事業に実績に伴う更正減です。

後 12 ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設水道課長 それでは、承認第 7 号から承認第 9 号までについて御説明いたします。

まず、承認第 7 号、令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）ですが、今回の専決補正では、歳入歳出それぞれ 152 万 6,000 円を追加し、総額を 1 億 9,322 万 6,000 円といたしました。いづれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、5 ページ歳入ですが、負担金収入を 70 万円減額し、6 ページ使用料については 214 万 6,000 円、手数料 9 万円を増額しました。

8 ページの歳出ですが、消費税及び地方消費税確定等に伴い総務費で 394 万 1,000 円を減額し、修繕料や公共ます設置工事費など、実績により維持管理費総額で 135 万円を減額し、10 ページ予備費を 681 万 7,000 円増額して収支調整をしたものであります。

続いて、承認第 8 号、令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）についてですが、今回の専決補正では、歳入歳出それぞれ 75 万円を追加し、総額を 1 億 3,109 万 2,000 円といたしました。いづれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、5 ページ歳入ですが、使用料については 73 万円、手数料 2 万円を増額しました。

6 ページの歳出ですが、消費税及び地方消費税確定等に伴い総務費で 372 万 5,000 円を減額、修繕料や公共ます設置工事費及びコンポスト処理施設差金など、実績により維持管理費総額で 291 万 2,000 円を減額、8 ページ予備費を 738 万 7,000 円増額して収支調整をしたものであります。

次に、承認第 9 号について御説明いたします。

令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第 4 号）をお願いします。

今回の専決補正は、一般会計からの繰入金を財源とする配水管布設工事費の確定に伴い補正したものです。具体的には、5 ページ、資本金収入に一般会計からの負担金 314 万 6,000 円を増額いたしました。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、承認第 3 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 3 号は承認することに決定しました。

次に、承認第 4 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 4 号は承認することに決定しました。

次に、承認第 5 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 5 号は承認することに決定しました。

次に、承認第 6 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 6 号は承認することに決定しました。

次に、承認第 7 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 7 号は承認することに決定しました。

次に、承認第 8 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 8 号は承認することに決定しました。

次に、承認第 9 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 9 号は承認することに決定しました。

日程第 13 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和 2 年度中川が村一般会計補正予算（第 1 号）〕

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、承認第 10 号、令和 2 年度中川村一般会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として全ての国民に支給されることとなった特別定額給付金に係る予算で、給付手続を早期に行うため 5 月 1 日付で専決処分を行ったものであります。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ 4 億 8,660 万円を追加し、

総額を 38 億 4,260 万円とするものであります。

1 ページから、第 1 表 歳入歳出予算補正は、款、項別の補正額及び補正後の予算額であります。

初めに、歳入について御説明をいたします。5 ページを御覧ください。

16 款 国庫支出金であります。国の特別定額給付金事業に係る補助金で、給付金分が 4 億 8,460 万円、事務費分が 193 万円で、合計 4 億 8,653 万円の追加であります。いずれも補助率は 10 分の 10 以内となっております。

続きまして歳出でございますが、7 ページからお願いします。

2 款 総務費、企画総務費は、特別定額給付金事業に係る経費で、報酬の 77 万 1,000 円は給付事務に係る会計年度任用職員の報酬、需用費 26 万 3,000 円、役務費の通信運搬費 35 万 6,000 円は給付に係る事務費、負担金の 44 万円は情報システム改修に係る上伊那広域連合への負担金であります。交付金は対象世帯への給付金で、1 人当たり 10 万円、4,846 人分、総額 4 億 8,460 万円を見込んで計上いたしました。

なお、職員の時間外手当分として 10 万円を既定予算の財源に充てております。

8 ページ 14 款 予備費に 17 万円を追加し予算の調整を行いました。

以上、御承認のほどよろしく御願いたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第 10 号は承認することに決定しました。

日程第 14 議案第 1 号 役場庁舎空調設備等改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、役場庁舎空調設備等改修工事請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事は令和 2 年度当初予算でお認めいただいているものであります。予定価格が 5,000 万円以上の工事でありますので、中川村議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第 2 条の定めによりまして、工事請負契約の締結に当たっては議会の議決が必要でございます。去る 4 月 30 日に 6 社による指名競争入札を行い、施工業者と契約金額が決まりましたので、本日ここに提案させていただきます。

契約の目的は、令和 2 年度役場庁舎空調設備等改修工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は 7,260 万円。

契約の相手方は、中川村片桐 4030 番地、宮下建設工業株式会社 代表取締役 宮下進吾氏でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○8 番 (柳生 仁) この空調設備の修繕は大変期待されるものでありますけれども、後期はいつからいつまでっていうことと、当村の工事は比較的工期が守られないという経過がありますけれども、そういったものはきちっとできるかどうか、約束して契約したかどうかお聞きします。

○総務課長 まず工期であります。本日から 12 月末日までということでございます。

なお、工期が守られるかどうかという点でございますが、通常の経済情勢であれば間に合うということで設定をしたものでありますけれども、今回のコロナウイルス感染症の影響で資材の調達に遅れが出ることも予想されます。したがって、施工に当たりましては、施工監理を設計しました業者、設計会社と随意契約をしておりますので、逐次進捗管理を行いながら、必要であれば工期の延長を行っていくことになるかと思っております。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 1 号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 2 号 令和 2 年度中川村一般会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 議案第 2 号 令和 2 年度中川村一般会計補正予算 (第 2 号) について御説明をいたします。

今回の補正予算は、過日、議会全員協議会で御説明をいたしました新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動自粛等により影響を受けている村民や村内事業者等の支援を行うため、国の子育て世帯臨時特例給付金のほか、村が実施をする各種支援事業について予算の追加補正を行うものであります。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ4,450万円を追加し、総額を38億8,710万円とするものであります。

歳入について御説明をいたします。

5ページを御覧ください。

16款 国庫支出金であります。国の子育て世帯への臨時特別給付事業に係る補助金で、給付金分630万円、事務費分33万円、合わせて663万円の追加であります。

6ページ、20款 繰入金は、収入の減少による生活困窮世帯に対して県社協が行っている生活福祉資金等の特例貸し付けに加え、村社協独自の貸し付けを行うため、村の福祉基金から400万円を繰り入れて、その原資とするものであります。

7ページ、21款 繰越金は、令和元年度の決算見込みにより前年度繰越金3,387万円を増額するものであります。

続いて歳出について御説明をいたします。

8ページから御覧ください。

8ページ、総務費であります。企画費の村づくり事業、報償費の高校生等在宅生活応援商品券130万円は、臨時休校等により影響を受けている高校生及び同年代の子どもを持つ世帯に対して村商工会が発行する商品券1万円分を支給するものであります。また、村出身の大学・短大生、専門学校生等の支援事業として、給付を希望する者に1人当たり1万円を給付する学生応援給付金150万円と村の物産を届けるふるさと中川村からの学生生活応援事業30万円を計上いたしました。

地方創生推進事業、負担金830万円の減額は、今年度開催中止を決定いたしました中川どんちゃん祭りと陣馬形山ヒルクライムの負担金を減額し、支援事業の財源に充てるものであります。

03 戸籍住民基本台帳費の財源組替えは、子育て臨時給付金事業の事務費の一部を職員の時間外手当に充当するものであります。

9ページの3款 社会福祉費、社会福祉総務費の交付金400万円は、歳入で御説明をいたしました村社協において県社協の生活福祉資金等貸付金に1件当たり10万円を上限に上乗せして貸し付けを行えるようにするため、その原資として村社協に交付するものであります。

児童福祉費660万3,000円は、国の子育て世帯臨時特別給付金と事務費であります。給付金は令和2年4月分の児童手当受給対象世帯、3月31日時点で中学生以下の児童がいる世帯でございますが、児童1人当たり1万円を給付するもので、630人分を見込んで計上いたしました。

10ページの4款 衛生費、予防事業の医薬材料費27万円は、感染リスクの高い医療・福祉関係事業所や廃棄物処理事業者等に対して支給をするものと、今後の感染拡

大や災害発生時に備えて村の備蓄品として補うためサージカルマスク6,000枚を購入するものであります。

11ページの農林水産業費、農業振興事業は、新型コロナの影響により収入が減少している農家の支援事業であります。報償費の30万円は商工会のテークアウトクーポン券事業と連携をして行うプレゼント用の花の購入費30万円、補助金はJAの災害緊急資金の借入れに対して利子補給を行うための農業者育成資金として10万円、減収の大きい園芸施設等の農業者に対する補助金として150万円を計上いたしました。

12ページの商工費は、今回特に大きな影響を受けている村内の商工観光事業者等に対する支援事業で、総額で3,320万円を計上いたしました。

商工振興事業の負担金170万円は、長野県が市町村と連携して行う新型コロナウイルス拡大防止協力企業等の支援事業への負担金として協力金1件当たり30万円のうち10万円を村が負担するものであります。

補助金のうち商工会への補助金200万円は、商工会が現在実施をしております村内飲食店等テークアウトクーポン券事業に対する補助金で、1,500円分のクーポン券に対して500円、3店舗利用した場合、最大1,000円のプレミアム分を村が補助するものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対策商工業支援補助金は、令和元年度の補正予算(第6号)で計上した事業に対象業種、対象者及び補助金額の枠を拡大し、本年4月5月の売上げが一定程度以上減少した事業者に対して減収額の2分の1以内で上限20万円～50万円の範囲で補助金を交付するもので、2,700万円を計上いたしました。

長野県制度資金利子補給金100万円は、県の制度資金を利用した場合に村が一定期間利子補給を行うものであります。

休業再開支援金50万円は、感染拡大防止のため休業した事業者が事業を再開する際の支度金として1事業者につき10万円を支給するもの。

労働調整支援補助金100万円は、休業を余儀なくされている事業者や雇用されている労働者と繁忙期を迎える農家等の労働力のマッチングを行うもので、農業者等が一定期間以上雇用した場合に支払う賃金の3分の1を補助するものであります。

観光費の委託料100万円は、イベント中止や都市部での販売が困難となっている村内の工芸家や農家等の支援を行うため、村のグランドサイトの充実を図り、商品紹介や販売支援を行うものであります。

13ページの10款 教育費、学校給食費、交付金280万円は、長引く小中学校の休校により様々な面で家庭での負担が増えている子育て世帯を支援するため学校給食費1カ月分を村が負担するものであります。

また、今回の補正予算で歳入の調整はしていませんが、保育園児につきましても、同じく1カ月分の副食費を徴収せず、村が負担する考えであります。

14ページ最後に14款 予備費4万3,000円を減額して予算の調整を行うものであります。

今回は、村の単独事業として一般財源で計上してございますけれども、先日申し上

げましたとおり、国の補正予算による地方創生の臨時交付金事業の実施計画の中で対象となる事業につきましては、財源を振り替えて6月の補正で調整をしまいたいと思っております。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。

○9 番 (鈴木 絹子) 3月の第1弾から細かくしていただけているのかなあというふうに思います。これで十分とは言えないものかもしれませんが、本当に村民に寄り添った内容で、きめ細かな支援事業かと思えます。これからが、また大変なことも多いかと思えますけれども、ぜひ、また支援のほうを続けていっていただきたいと思えます。

以上、賛成討論です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論します。

中国武漢市に発した新型コロナウイルスの感染症は、グローバルに人が移動する時代において全世界で感染者約400万人、死者約28万人となっております。感染者さえ気づかないこのウイルスへの対応は、ワクチン、特効薬がないため、人と人との接触を避けることしかありません。

新型コロナウイルス感染症は、国家の危機と言えます。このため、危機管理のリーダーは科学的分析に伴う対策、3つの密を避ける、人と人との接触8割減を集中して徹底しなければなりません。人の移動を制約することは、村の経済に打撃を与えております。リーダーは、村民の生活を守るための対策を迅速に実施しなければなりません。中川村村民から見た危機管理リーダーは、安倍総理大臣、阿部県知事、宮下村長であります。国、県は、感染拡大予防・防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続のための支援、国民1人10万円の給付を進めています。村は、県、国の支援以外に令和元年度補正予算に引き続き令和2年度補正予算を策定し、村民に対する支援を行っています。

私は、国、県、村の支援を迅速に村民に届けるのが重要だと思っております。行政は、新型コロナウイルス感染症予防に留意しつつ支援業務に万全を期していただきたいというように思います。

さらに、新型コロナウイルス感染症は長期化が予想されるため、村民に対する支援を継続する必要があります。行政が市民の状況を把握、分析し、困っている村民に対する支援の集中、徹底することをお願いして、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第2号の採決を行います。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
これで本臨時会に付議された事件の審議は全て終了しました。
ここで村長の挨拶をお願いします。

○村 長 第1回臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
ただいま提案をいたしました2議案につきまして原案どおり承認をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスによる不況対策の予算執行を当面の大きな課題としつつ、ウイルスの猛威が沈静化し、人の往来も制限されることなく始まり、自粛と停滞していた経済活動が再び活発化することを願うばかりですが、悪化から一転して好転に向かうためには、まだまだ活動の制限を私たち自身も続けなければならないようであります。

政府は、専門家による感染の判断を踏まえ、特定緊急事態宣言の13都道府県のうちの8都道府県を除く39県に緊急事態宣言の解除を行う旨、報道がされております。同時に、全国知事会は、ウェブ会議を行いまして緊急事態宣言が一部解除されても不要不急の移動自粛を引き続き求める方針で一致し、政府に要請するようであります。長野県は、重点的な感染対策が必要な特定警戒都道府県との往来自粛を続ける一方、他の地域との往来自粛は求めず、外出自粛は人との接触機会の低減に呼びかけを緩和するとの対処方針案を、13日、示したようであります。

村としましては、しばらくは長野県の方針に従いつつ、時宜を見極めて活動を再開する必要があるものと考えております。村独自の対策は取りつつも、経済状況を見ながら今後も必要とする支援を考えてまいります。

過日、駒ヶ根市の医療法人からサージカルマスク1,000枚を必要とする皆様に役立てていただきたいと寄附をいただきました。本来であれば奮闘していただいている医療機関や福祉施設で働く皆様の感染防止のために村が手厚く支援をしていくべきものであります。ありがたく頂き、関係機関に届けてまいりたいと思っております。

村民の皆様にも今回の感染症に対して深く痛手を受けている皆さんや医療・福祉現場で支えていただいている関係者の皆様に応援したいお気持ちのある方々もいらっしゃるものと思っております。新型コロナウイルス関連でのお志も承っておりますこと、この場をお借りして申し上げておきたいと思っております。

5月も半ばに入りまして、田植え作業も本格化してまいりました。当村の特産でありますリンゴやナシの摘果作業も既に始まっております。リンゴの摘果は1回で全てが終わりません。また、ブドウの房切りですとか摘粒作業も時期を失することなく済ませなければなりません。そして、観光農業を柱とする農家中川にはたくさんあります。果樹農家等の作業の労賃も村で一部ではありますけれども支援をしまいい

すので、議員各位からも農家に御紹介をいただければ大変ありがたく存じます。

5月11日には県道松川インター大鹿線の小渋川を利用する迂回路が完成し、中断しておりましたリニア中央新幹線トンネル大鹿工区の工事の発生土が県内駅整備に伴う家屋の移転代替地造成地へ運搬が開始をされております。時宜を見つつリニア対策協議会を開催し、半の沢への大規模埋め土計画案の説明も受けてまいらねばと考えております。

終息に向けた要請に応え、いましばらくは我慢のときと考え、議員各位もつつがなく乗り切っていただきますようお願いし、閉会の御挨拶とします。

○議長

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって令和2年第1回中川村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前10時27分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員
